

内閣参質二〇一第一三二号

令和二年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員吉川沙織君提出時限立法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

ある。

四について

お尋ねの「時限立法」、「行政、財政、税制又は金融上の特別措置を始めとする、政策資源の集中的な投入を誘引する規定」及び「有効期間が限定された、恒久的な措置ではない」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。